

## 緊急事態宣言発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

令和3年7月30日、国は令和3年7月12日から8月22日までとしていた東京都への緊急事態宣言の発令期間を8月31日までに延長することを発表しました。東京都に緊急事態宣言が発令されている期間は、幼稚園、小中学校の夏季休業期間となりますが、これまでの対応を継続し、新型コロナウイルス感染症の変異株による若年層への感染リスクの高さや家庭内感染の増加、部活動の集団感染等の事例を踏まえて、特に以下の点について緩みのない感染予防対策を徹底するようお願いします。

### 1 家庭における感染症対策の徹底に関する周知について

- (1) これまでの感染者の感染経路において、家族内感染が最も多い状況から、夏季休業期間、不要不急の外出を回避する等、家庭における感染防止の徹底を図るようお願いします。
- (2) 幼児・児童・生徒本人及び家族等の同居者が、PCR検査を受けた場合、濃厚接触者となった場合、感染が判明した場合、速やかに各家庭から学校へ連絡を行っていただきますようお願いします。

### 2 部活動指導における感染症対策について

- (1) 運動系の部活動は、一定時間の身体接触がない運動、身体的距離を確保することができる運動を短時間で実施します。また、文化系の部活動は、身体的距離を確保するとともに飛沫感染の感染が少ない活動を短時間で実施します。
- (2) 部活動等終了後、速やかに下校するよう生徒への指導を徹底します。
- (3) 部活動の練習は、感染症対策を十分に講じた上で、平日のみまたは、平日に加え土日や休日等の短時間で実施します。(昼食の喫食を挟んでの長時間練習は実施しません。)
- (4) 中学校体育連盟等が主催する大会には、感染症対策を講じた上で生徒が参加することとします。※都県境をまたがないで実施できる練習試合・合同練習等は、保護者の同意を得た上で短時間での実施とします。

現時点における判断であり、今後の感染状況の変化等に伴って、教育活動の内容に変更が必要な場合は、状況に応じて見直します。